第13回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	1 8	西田 くみ子	委員	1 0	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	1 1	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	1 2	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	1 3	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	1 4	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	1 5	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	1 6	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	1 7	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席 6番 伴 慎也 委員

6. 議 長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名員 議席 9番 奥村 喜美子 委員 議席 10番 中島 準一 委員

8. 総会

- 1) 開会
- 2) 会長挨拶
- 3) 議事録署名委員の指名

4)議事

- ○議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- ○議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地 利用集積計画の決定について
- ○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5)報告事項

- ○広報編集委員会報告事項
- ○湖国女性農業・推進委員協議会報告事項
- ○事務局報告事項
- 6) 閉会

9. 事務局出席者(4名)

 事務局長
 大谷茂

 局次長
 村田浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第13回甲賀市農業委員会総会を開会

事務局長開会にあたり北田会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 ・コロナ禍でのTOKYO2020オリンピック

・市長へ「農地利用最適化推進に関する意見書」提出

・「農地利用状況調査」のポイント

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席6番伴慎也委員の1 名で、遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は18名で、 法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を 指名させていただきます。議席順に、議席9番奥村喜美子委員と、議席10番中 島準一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、**議案第64号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい** て」を議題といたします。

3条調書、整理番号10番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第64号、整理番号10番について説明します。議案書は2ページ、参考 図は1ページ、2ページです。申請地は農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は規模縮小のため、親族である譲受人と農地の所有権移転について合意 し申請されました。譲受人は申請地で野菜を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号10番については、議席10番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番中島です。

令和3年7月7日に現地を確認するとともに、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。譲受人は以前より自宅近くで畑を探しておられました。譲渡人に土地の一部借用を持ちかけたところ、土地の売買で話がまとまりました。購入後は倉庫をそのまま残し、資材保管や農具入れとして利用予定です。また土地は、畑として野菜など栽培されることから、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号35番小林推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号35番小林です。

申請地は、宅地に隣接した農地で、購入後も畑として耕作されることで、土地 改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障はありませ ん。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたら、お伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号10番については、原案のとおり可決し、許可することに決 定いたします。

議案第64号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第65号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

4条調書、整理番号8番については、**議案第66号「農地法第5条第1項の規 定による許可申請審議について**」の5条調書、整理番号17番と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個々に行います。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第65号、農地法第4条、整理番号8番及び議案第66号、農地法第5 条、整理番号17番については、関連性があるため一括して説明します。

> 議案書は4ページ、6ページで、整理番号8番の参考図は3ページ、4ページ、 土地利用計画図は5ページ、整理番号17番の参考図は9ページ、10ページ、土 地利用計画図は11ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

> 住宅の駐車スペースの拡張及び住宅への進入路とするため、申請されました。 申請地の一部は、申請者の住宅への進入路として昭和50年以前から使用されていました。また、住宅の改築をされた際の建築確認において、第4条の許可申請地の全部、及び第5条の許可申請地の進入路部分を建築敷地として申請されています。 計画によると、造成は地ならし程度で、雨水は地下浸透及び道路側溝へ放流するとされており、転用することによって周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。

> 以上、農地法第4条第6項及び第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号8番、5条調書、整理番号17番については、議席18番 西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

7月5日、谷推進委員とともに申請者立ち会いのもと、現地確認をしました。 この土地は以前から進入路として使用をされておりましたし、この場所を通るしか入ることができない土地で、ここを出入りに使われていました。今般、5条調書、整理番号17番の譲渡人ですが、ここから離れた所に住んでおられ、また申請地は、親戚から十数年前に土地を売買により取得されていた土地です。今般、申請人の家族が車の乗り入れをする際、この土地がないと出入りが相当難しいとのことで、譲渡人から取得して駐車場にされます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号25番谷推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号25番谷です。

申請地は集落内にあり、申請地の宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、4条調書、整理番号8番、5条調書、整理番号17番を、 一括してお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、4条調書、整理番号8番について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【举手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、4条調書、整理番号8番については、原案のとおり可決し、許可する ことに決定いたします。

議案第65号については、以上であります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号17番について採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号17番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に ついて」を議題といたします。

> 5条調書、整理番号16番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第66号、整理番号16番について説明します。議案書は6ページ、参考 図は6ページ、7ページ、土地利用計画図は8ページです。申請地は、非線引き都 市計画区域内、第1種住居地域の第3種農地です。

譲受人は、申請地を太陽光発電施設設置の適地であるとして申請されました。 計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、太陽光パネル1,100枚を設置、発電設備としての発電出力は249.5キロワットとなっています。造成工事としては、整地程度で地形に合わせ北東から南西にかけて勾配をつけ、下流側に素掘り水路を設置されます。雨水排水は開発区域内の素掘り水路で集水し、民地内の排水管を経て、既設の排水路に放流されます。これらのことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また事業に要する資金は自己資金とされています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満

たしていると判断しました。

なお、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の手続中で、転用許可は同条例に基づく協定と同日付となります。

また、土地利用計画図の中央付近の細長く申請地に食い込んでいる部分、そこについては、一部里道が残っています。当該箇所については、最終的に開発区域に含めることを前提として、フェンス設置については、法定外公共物の占用許可により認め、条例に基づく協定後に里道の用途廃止、払い下げの手続きを進めることで、担当課と協議をされています。以上です。

議 長 整理番号16番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

本案の譲渡人は議案書のとおり5名であり、総面積は8,923平米であります。昨年7月の総会に上程されている農地の近くで、今回と同様の5条申請で太陽光発電施設が承認されております。その時に説明させていただいたとおり、今回申請の農地を昭和62年までは、湧き水を利用して水稲が行われていましたが、昭和63年度より圃場整備が施行され、水脈が変わり、湧き水が枯渇し、水田としての機能が失われ、また近年の農業情勢が良くないことから、耕作意欲が低下し、現在不耕作地となっております。この状態が続くことを、各地権者が危惧されておられたところ、太陽光発電設置施工業者から話があり、地上権を設定し発電事業に同意されました。また、地元の農業改良組合と隣地の方々の承認も得られています。私と吉村農地利用最適化推進委員と相談し、現状を鑑み、農地の有効活用になると思い、許可相当と判断をしました。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号16番吉村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号16番吉村です。

この一帯が湧水での耕作をされていましたが、それが数十年前から枯渇しまして、長年に渡り、草刈等での管理に終始されている土地でございました。今回の太陽光発電施設設置で土地を利用する話になりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

この周辺に耕作されている田があるようですが、太陽光発電設備を設置することにより、先ほど田畑農業委員から地下水脈の話がありましたが、これ以上に枯渇または変化が生じることはないですか。

議 長 田畑委員。

担当農委保井農業委員の質問にお答えします。

参考図7ページの申請地の北側に道路があります。道路より北側を圃場整備され、南側は圃場整備されていません。湧水を利用されていたのは道路南側にあたります。圃場整備により、道路南側の水脈が変わったということで、他には影響しません。北側はすべて野洲川土地改良区の受益地ということで、利水には影響しないと断言できます。以上です。

保井委員 分かりました。

議 長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号16番については、原案のとおり可決し、許可することに決 定いたします。

なお、この案件につきましては、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、許可については、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の協定と同時 許可となります。

議 長 続きまして、整理番号17番については、先ほど審議を終えておりますので、整理番号18番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号18番について説明します。参考図は12ページ、13ページ、土

地利用計画図は14ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

住宅に隣接した農地に植林されるとして申請されました。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、植林されます。雨水排水は譲受人の宅地を通って道路側溝へ排出されます。また、新たな造成は行われないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号18番については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

7月に私と森地推進委員と、それぞれ現地確認を行っております。譲渡人は現在市外にお住まいであり、今後も当地区に戻ってお住まいされる予定はないということです。譲受人とは古くからの知人であり、隣接する土地は、宅地として既に住居があり、当案件の土地が残っていくことから申請されたもので、傾斜地を多く含むことから、植林して利用される予定になっております。周辺農地とは離れておりますので、影響はないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号29番森地推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号29番森地です。

地目は田になっておりますが、現在は不耕作地になっております。譲渡人は市外にお住まいで、こちらへは今後帰って来られないことで、隣接地は譲受人がお住まいで、一部が残るとのとで、そこに植林をされます。問題がないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号18番については、原案のとおり可決し、許可とすることに 決定いたします。

議長 続きまして、整理番号19番について審議いたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19番について説明します。参考図は15ページ、16ページ、土地 利用計画図は17ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内、準工業地域の第3種農地です。

申請地は宅地に囲まれており、譲受人は、住宅敷地及び庭として利用されます。申請地には建築物がありましたが、建築物を除却した上での申請となっています。計画によりますと、譲渡人から申請地を購入し、住宅建築、庭の整備をされます。雨水排水は自然浸透及び既設水路への放流により処理されます。新たな造成工事はありません。また、周囲に農地はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。事業に要する資金は借り入れとされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号19番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号16番寺田です。

申請地には、長年建物等が建っておりましたが、いつから建っていたかは分かりませんでした。今回の申請を機に、すべて建物を壊し更地の状態になっております。譲渡人・譲受人は親子であり、現在同居されておりますが、譲受人の子どもたちが大きくなり、手狭になったということで、もともと譲渡人の実家があったこの申請地に新たに建物を建て、住まわれます。土地が狭く、申請地の畑も一帯利用して庭として使われますし、また長年違反転用でありましたが、今回この申請を機に、原状復旧されたことで、大変喜んでおります。周辺に農地もなく、許可相当だと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読 させます。

事務局 案件につきましては、7月8日、寺田農業委員と現地確認をいたしました。事務局並びに寺田農業委員の詳細な説明のとおりです。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問 等がございましたらお伺いします。

委員【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について 採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号19番については、原案のとおり可決し、許可とすることに 決定いたします。

議案第66号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、議席15番川村委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項、議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

事務局 議案第67号について説明します。議案書は9ページからです。

今月の決定は6件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する 農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。

10ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権、使用貸借権の設定の貸し手は6名、借り手は3名、面積は11,533平方メートルです。また、買い手の農地台帳による農業経営状況は、12ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

委員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第67号について採 決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

議 長 それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

議 長 議案第67号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。

報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」報告します。調書は 13ページから15ページ、参考図は18ページから22ページです。

今月は、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が5件です。内訳は4条が埋蔵文化財の調査のための一時転用が1件、駐車場が1件、5条では住宅が3件、駐車場が1件、分譲宅地が1件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました ら、お伺いします。

議 長 報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並び に報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

最初に、報告事項1「広報編集委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長・農業委員会だより第33号(8/15)発行

議 長 続いて、報告事項2「湖国女性農業・推進委員協議会報告事項」について、西 田委員、お願いします。

西田委員 ・湖国女性農業・推進委員協議会総会・学習会(8/5)

議 長 続いて、報告事項3「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局・経過と予定

- ・委員パトロール (6月) の事務局報告
- · 7月総会議案第61号諮問会議報告
- ・「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」ホームページ公表
- ・「甲賀市空き家に付随した農地に係る別段の面積取扱要綱」告示
- · 甲賀地域獣害対策協議会通常総会(書面議決)

議 長 報告事項は以上です。

ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。

参考図等で地図など、紙資料で見ながら農業委員や推進委員の説明を受け、理解をし、審議をさせていただいています。しかし、他地区の転用箇所の状況等については詳しい知識がありませんので、会議室のモニターを利用して画面映像等で、紙資料を補う形で総会運営をいただければ、会議室の入り口に写真掲示もいらないと思います。できればその様な方向で進めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 事務局。

事務局 農地法第2条の案件での写真掲示の件については、役員会で協議をいただきます。それを受けて対応をご報告したいと思います。以上です。

議 長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。 それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。